

## トルンプ株式会社 アフターセールス取引条件

以下の取引条件は、トルンプ株式会社（横浜市緑区白山 1-18-2 所在。以下「トルンプ」といいます。）からお客様（以下「お客様」といいます。）へのアフターセールスに係るすべての納品及びサービスの基礎となるものです。お客様独自の取引条件は、たとえトルンプが受注時に明示的に異議を唱えなかったとしても、契約内容を構成するものではありません。

### 1. 個別契約

- (a) お客様は、トルンプとお客様との間で別途書面により異なる合意をした場合を除き、お客様の選択に従いファクシミリまたは電子メールで、注文される修理・点検サービス・部品の内容、注文数量、トルンプの定める適用価格、希望納期、希望納品場所の他、注文される修理・点検サービス・部品に関する重要な要件・条件等をトルンプへ通知するものとします。かかる注文については、トルンプの書面（ファクシミリ及び電子メールを含む）による受諾をもって個別契約が成立します。なお、疑義を避けるため記すと、注文に対する諾否はトルンプの単独の裁量によります。
- (b) 注文に関する金額の確定は、トルンプが提供した見積書/注文請書に記載された価格をもって行います。

### 2. 納入

- (a) トルンプは、個別契約で合意された条件に基づき、注文された修理・点検サービス・部品の、合意された納品場所に、合意された納品日時に納入し、お客様へ提供します。お客様が修理・点検サービス・部品の受領者として他の者を指定された場合、その者への納入をもってお客様への納入とみなされます。
- (b) 納期は、確定期限として明示的に合意された場合にのみ、確定期限としてトルンプを拘束するものとします。トルンプは、契約当事者間で商業上及び技術上の全ての契約内容が確定的に明確化され、かつお客様が特別な協力行為、資材の提供、前払い等の義務を全て果たした場合にのみ、かかる確定期限に従うものとします。そうでない場合、納期及び履行期間は応分の延長がなされます。また、後に納品及びサービスの範囲に対する変更が必要となった場合及びお客様からの要望があった場合も、納期及び履行期間に応分の延長がなされます。
- (c) 納入または履行の遅滞が、トルンプの責に帰すべからざる事情に起因する場合、トルンプは遅滞に関して責任を負わず、納期及び履行期間は応分の延長がなされるものとします。これは修理・点検サービス及び部品の瑕疵または

トルンプが自ら納入を行う場合の遅滞にも適用されますが、かかる瑕疵または遅滞についてトルンプに過失がなく、かつトルンプが同等の代替品の購入または修理を実施すること（但し、瑕疵の場合）を条件とします。トルンプは、このような事態が発生した場合、その発生と終了につき可及的速やかにお客様に通知するものとします。

### 3. 検品・保証

- (a) お客様は、注文された修理・点検サービスまたは部品の受領後遅滞なく、修理・点検サービスの結果を確認し、または部品の受入検査を行うものとします。お客様は、修理・点検サービスの明らかな遺漏・瑕疵その他注文内容からの明らかな逸脱を発見した場合、部品の外観上の瑕疵その他注文された仕様からの明らかな逸脱を発見した場合、または部品の納入数量が対応する個別契約における合意数量と異なる場合、直ちにその旨及びその他の検査結果をトルンプに書面で通知するものとします。トルンプは、書面による瑕疵・逸脱の通知を受けた場合、トルンプの費用と選択により、修理、交換または代金減額により、当該瑕疵・逸脱を是正するものとします。部品の数量に差異がある旨の書面を受領した場合、トルンプは、合意した部品数量を超過する分を回収し、また場合によっては、納入した部品数量が合意した部品数量に不足する分を追加納入するものとします。
- (b) トルンプが納入後 14 日以内に上記第 3 条 (a) に基づく報告を受けなかった場合、お客様は注文した修理・点検サービスまたは注文し納品された部品を検収したものとみなされます。お客様は、お客様が検収し、または検収したものとみなされた修理・点検サービスまたは部品について、損害賠償を請求できないものとします。
- (c) 上記第 3 条(a)及び第 3 条(b)に定める場合を除外し、かつ注文された修理・点検サービス及び部品の隠れた瑕疵/逸脱に関してのみ、上記第 2 条に基づくお客様への最初の提供または引渡しから 12 ヶ月の間、トルンプは、お客様から遅滞なく書面で要求され、かつ当該瑕疵/逸脱についてトルンプにとって十分な証拠の提出がなされた場合、トルンプの費用負担及び選択により修理または代替品の提供によって当該瑕疵/逸脱を是正するものとします。但し、お客様とトルンプの間で書面により明示的に別段の合意がなされた場合はこの限りではありません。代替品の提供が選択された場合、お客様は、交換された当初の納入物の使用についてトルンプに代償を支払うものとします。
- (d) 本第 3 条に記載された救済措置は、修理・点検サービス及び部品の瑕疵または逸脱に関してお客様が請求することができる唯一かつ排他的な救済措置とします。

#### 4. 危険負担と所有権留保

- (a) 個別契約において別段の合意がない場合、危険負担は、トルンプが個別契約において指定された納入場所で注文された修理・点検サービスが完了した時点、またはトルンプが個別契約において指定された納入場所で注文された部品の引渡しを行った時点で、トルンプからお客様に移転します。なお、かかる危険負担の移転には、注文された部品についてお客様が検収を完了したことは必要とされません。
- (b) 納入された修理・点検サービスおよび部品の所有権は、お客様がトルンプに注文し納入された修理・点検サービスおよび部品の購入代金全額を支払うまで、トルンプに留保されます。お客様は、事前にトルンプの書面で同意した場合を除き、すべての支払義務を完全に履行するまでは、所有権留保の対象物の売却または担保としての提供を行ってはならず、担保のために譲渡することもできません。
- (c) お客様は、トルンプが所有する納入部品を自己の所有物と区別して保管し、その所在をトルンプに逐次報告するものとします。

#### 5. 購入代金の支払い

- (a) お客様は、個別契約において書面による別段の合意がない限り、トルンプの請求書に記載された代金及び消費税を、請求書受領後 30 日以内または請求書記載された支払条件に基づいて全額を現金で請求書記載の銀行口座に送金して支払うものとします。
- (b) トルンプは、個別契約においてお客様と合意した場合、またはお客様が下記第 12 条 (a) のいずれかに該当する場合、お客様による頭金を要求し、または代金全額の前払いを前提にしてのみ納入を行う権利を留保します。
- (c) お客様がトルンプに対して有するいかなる請求権、相殺権、調整またはその他の権利によっても、トルンプに対する支払額を減額することはできません。
- (d) お客様が上記第 5 条 (a) に従い購入代金を支払わなかった場合、お客様はトルンプに対し、年 14.6 パーセントの割合で遅延損害金を支払うものとします。

#### 6. 責任及び免責

- (a) 本取引条件に別段の定めがない限り、トルンプ、トルンプの取締役、役員及び従業員のいかなる責任も各個別契約の下でお客様により支払われた金額を

限度とします。ただし、責任の根拠となる作為または不作為についてトルンプに少なくとも重大な過失があった場合を除きます。

- (b) お客様は、お客様の過失または故意による本取引条件上の義務の不履行または違反に起因する、またはそれに関連して生じるいかなる請求、損失、責任、損害、費用または判決からもトルンプを免責・補償し、損害を与えないものとします。

## 7. 製造物責任

- (a) トルンプから納入・提供された不適切な修理・点検サービスまたは欠陥のある部品により、第三者の生命、身体または財産に損害が生じた場合、お客様及びトルンプは、適用法令に基づき、損害を賠償する責任を負うものとします。但し、いかなる場合も、お客様が当該損害を引き起こした場合（特に、修理・点検サービスを施した製品、納入された部品、または納入された部品を使用した製品を、想定された使用目的以外に使用した場合、指示されたのと異なる方法で使用した場合、トルンプからの通知または警告を無視した場合等が含まれますが、これらに限りません）には、トルンプは、お客様との関係において、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
- (b) お客様が損害を引き起こしたものであるにもかかわらず、トルンプによる修理・点検サービスの実施または部品の納入を理由にトルンプが第三者から損害賠償その他の請求を受け、または第三者に対して損害賠償その他の責任を負うこととなった場合、お客様は、合理的な弁護士費用を含め、当該事態により発生した一切の責任または損失からトルンプを免責・補償し、トルンプに損害を与えないものとします。

## 8. 第三者からの請求

- (a) お客様は、トルンプから納入・提供された部品または修理・点検サービスに関連して、第三者からクレームまたは訴訟（製造物責任及び知的財産権侵害に基づくものを含むがそれらに限らない）を受けた場合、直ちにその旨をトルンプに通知するものとします。
- (b) 上記(a)の場合、お客様は、問題解決のためトルンプに協力し、必要なすべての情報及び合理的な支援を提供するものとします。

## 9. 守秘義務

トルンプとお客様との取引においてトルンプがお客様に提供または開示した情報、特にトルンプのノウハウ、仕様書、その他の技術文書、見積書、契約書、その他の重要な取引文書等は、当事者間の秘密として保持するものとし、トルンプの書面に

よる事前の同意がない限り、いかなる第三者にも開示されてはならないものとします。

## 10. 譲渡

お客様は、トルンプの書面による事前の同意がない限り、本取引条件に基づく個別契約の全部または一部を譲渡し、または引受けさせてはならないものとします。

## 11. 不可抗力

地震、台風、高潮その他の天災地変、戦争、反乱、内乱、暴動、伝染病の流行、法令の改廃、行政処分または政府権限に基づく命令、ストライキ（トルンプにおけるものか、その下請業者や受託業者等におけるものかを問わない）、事故または公共交通機関の遅延、その他当事者の制御を超える事象により個別契約の全部または一部について不履行または遅滞が生じた場合、金銭債務の不履行または遅滞を除き、個別契約のいずれの当事者も他方当事者に対してかかる不履行または遅滞の責を負わない。

## 12. 解除

- (a) トルンプは、お客様について以下のいずれかの事由が生じた場合、当該事由の是正を求める事前の書簡を必要とすることなく、直ちに個別契約の一部または全部を解除する権利を有するものとします。
- (i) お客様が、法律の適用、裁判所の命令、行政当局の命令等により、事業の停止、事業の中断、またはこれらに準ずることを求められた場合。
  - (ii) お客様が、支払停止若しくは支払不能の状態となり、または手形交換所の規則により取引停止処分を受けた場合。
  - (iii) お客様の信用力が著しく低下した場合、またはお客様の事業に重大な変更があり、お客様の信用力に影響を与える場合。
  - (iv) お客様の財産について、第三者が、差押え、仮差押え、仮処分等を申し立て、またはその他の競売または執行手続を開始した場合。またはお客様が公租公課を滞納しており、もしくは滞納処分を受けた場合。
  - (v) お客様について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続またはこれらに類する手続の申立てがあった場合。
  - (vi) お客様が、トルンプの事前の書面による同意なく、解散、合併、会社分割その他会社組織に関する重大な変更を行った場合。

(vii) 災害、労働争議またはこれらに類似する事象により、お客様にとって本取引条件に基づく個別契約上の義務の履行が困難となった場合。

(viii) 前各号に準ずる事象が発生した場合

(b) 疑義を避けるため記すと、上記第 12 条 (a) にかかわらず、トルンプは、本取引条件の下で適用法に従って個別契約を終了させる他の権利を留保しています。

### 13. 期限の利益の喪失

お客様について上記第 12 条 (a) に定める事由が生じた場合、お客様は、トルンプからその旨の書面を受領した時点で期限の利益を失うものとし、トルンプがお客様に対して有する一切の請求権についてその全額をトルンプに対して直ちに支払わなければなりません。

### 14. 準拠法及び管轄裁判所

本取引条件の準拠法は日本法とします。また、本取引条件に基づく個別契約から生じ、またはこれに関連する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023 年 5 月 29 日

神奈川県横浜市緑区白山 1 - 1 8 - 2  
トルンプ株式会社  
代表取締役 高梨真二郎